

会議名 (審議会等)	川西市個人情報保護審議会(第37回)		
事務局 (担当課)	総務部 行政室 総務課 内線(2323)		
開催日時	平成18年5月25日(木) 午後6時00分～午後6時45分		
開催場所	本庁舎 4階 庁議室		
出席者	委員	池田委員(会長)・長尾委員(副会長)・井手委員・井上委員 園田委員・高島委員・田中委員・塚口委員・中西委員・葉狩委員	
	実施機関	《健康づくり室》西中室長・藪野主幹・土井主幹・柳川主査 《市民税課》岩井参事兼課長・荒崎課長補佐	
	事務局	西総務部長・竹中室長・篠木参事・佐藤副主幹・田中主査・柳本	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 会長あいさつ 2 審議事項 諮問第23号 妊婦健康診査費助成事業の拡充に伴う市県民税課税事務における個人情報の提供について 3 その他		
会議結果	当該諮問(第23号)案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。		

会 長：挨拶
 事務局：説明
 本日提出資料の確認及び説明
 事前送付資料 開催通知
 諮問案件概要
 本日提出資料 レジメ
 諮問書（第23号）
 平成18年妊婦健康診査費助成事業の拡充実施について
 妊婦健康診査費補助事業実施要項(案)
 妊婦健康診査費補助事業に係る手続き・事務の基本的な流れ
 妊婦健康診査費補助事業実施に係る考え方(留意事項)

審議事項

諮問第23号（妊婦健康診査費助成事業の拡充に伴う市県民税課税事務における個人情報提供について）

会 長 それでは審議に先立ちまして、本日配付されてる書類等の確認をしたいと思しますので事務局の方からご説明よろしくお願いいたします。

事務局 説明（略）

会 長 ありがとうございました。今、概略を説明いただいたんですけども、今日は説明のための所管課というと、「市民税課」になるんですか。諮問をしているのは市民税課なんですけれども、事業主体が「健康づくり室(保健センター)」という事になっておりますので、この場の説明は健康づくり室の方が中心に事業の説明をしていただくというようなことで調整の方はできております。

会 長 そうですか、それでは「市民税課」と「健康づくり室(保健センター)」の方に早速入っていただいて、ご説明いただくということによろしいでしょうか。

委員一同 はい。
 会 長 では、よろしく申し上げます。

実施機関（「市民税課」・「健康づくり室(保健センター)」）入室

会 長 市民税課及び健康づくり室の皆さん、遅い時間にお越しいただいてありがとうございます。早速、本日の案件であります妊婦健康診査費の補助事業に係わる個人情報の目的外利用についての審議をしてるわけですけども、それについて必要性を健康づくり室の皆さんからご説明をいただくというように伺っておりますので、ご説明の方よろしくお願いいたします。

実施機関（健康づくり室） それでは、諮問第23号の妊婦健康診査費助成事業の拡充に伴う市県民税課税事務における個人情報の提供につきまして、健康づくり室よりご説明申し上げます。お手元にお配りしております資料の『妊婦健康診査費助成事業の拡充実施について』をご覧ください。県においては、少子対策の一環として、妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えるためには妊娠に係る健康診査が重要との観点から、平成18年度より県制度に沿った健康診査費の助成事業を行う県下の市町に対し、医療機関で受診した当該費用を補助する制度を新たに創設し、同年7月から実施していくこととしているところでございます。今回の県の動向を踏ま

え、川西市におきましても、母子保健法の規定に基づき、妊娠期間中の妊婦のより一層の健康増進を図るため、妊婦健康診査に要する費用への一部助成事業を7月1日から実施しようとするものであります。「1. 県制度の概要について」であります。県の実施要綱は別紙『兵庫県資料1』のとおりでございます。(1)の補助対象は、県の要綱に規定する補助対象健康診査対象者、健康診査費の範囲等に沿った事業を行う県下の市町となっております。(2)の補助基準額は、市町が当該事業に要した、1妊婦健康診査費として妊娠22週以降の後期健診に1回15,000円を上限に、2といたしまして、当該健診を実施した医療機関に支払う事務処理費1件150円、いずれも消費税を含みます。これらに要する費用への10/10補助を基準としております。すなわち、全額県補助となる事業でございます。(3)の助成対象者は、県の要綱の5の健康診査対象者になります。所得制限が設けられまして、その内容は市町の区域に住所を有する妊婦であって妊婦が属する世帯の生計を維持する者の前年(1月から5月までの資格認定分は前々年)の所得が児童手当制度に準拠する所得制限限度額に満たない者を基本とします。本市の乳幼児医療費助成制度も同額であります。想定対象者は年間出生数が約1,300人~1,350人で、うち助成対象妊婦は約90% = 1,170人~1,215人の見込みでございます。所得制限限度額は主たる生計維持者の所得から一律8万円と児童手当法等で定める事項に該当する場合の控除額を、これは雑損、医療費、小規模企業共済等掛金、老人扶養、普通・特別障害者、寡婦(夫)、寡婦特例、勤労学生の諸控除などを差引いた額を、平成18年度所得制限限度額表に当てはめ判断することとしています。例えば、給与収入から給与所得控除額を差し引いた給与所得が650万円で、妻と子ども2人の計3人を扶養、医療費控除が5万円ある場合は、650万円 - 8万円 - 5万円 = 637万円となり、表の扶養3人欄の646万円を下回るので、助成資格があることとなります。資料の2ページをお開き下さい。「2. 資格認定(所得確認)の方法について」であります。市民(妊婦)の利便性や円滑な事務処理を確保する観点から、健診費の助成にあたっては、同意に基づき迅速かつ効率的に資格認定を行うことが必要となってきます。この場合の税情報の調査については、現行の児童手当支給プログラム等を活用した資格判定プログラムを作成し、これにより所得金額等を参照して助成資格該当の有無が判定できるものとします。提供を受ける個人情報の内容は、所得金額及び対象となる所得控除の内訳であります。税情報の調査にあたり、助成申請書に記載する同意文の内容は、乳幼児医療費受給者証の交付申請書等の様式に準じまして、概ね「妊婦健康診査費の助成に関し必要な所得状況の確認については、その税に関する課税資料の調査を、助成対象期間中において承諾します。」旨の記載をすることとしております。また、「3. 助成非該当となった妊婦への措置について」でありますけれども、妊婦健康診査費を助成申請し所得制限限度額以上の者に対しましては、非該当と決定した旨の理由及び児童手当法等で定める所得額を明示した決定通知書を送達する必要があります。ここで参考資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。『妊婦健康診査費補助事業に係る手続き・事務の基本的な流れについて』説明をさせていただきます。(1)7月1日以降に母子健康手帳を新規交付する場合のA 川西市内の医療機関で受診される方ですが、窓口負担のいらない現物給付、妊婦届出・健診費の助成申請をしていただきます、市は妊婦へ母子健康手帳の交付、資格認定(所得確認)のうえ、受診票又は非該当通知書等を交付、といたしまして、妊婦は受診票と市への請求書等を医療機関に提出し受診をいただきます。医療機関から市へ妊婦健康診査費・事務処置費の請求を頂きます。市から医療機関に妊婦

会 長	<p>健康診査費・事務処置費の支払い(振り込み)を行います。 B 市外・県外医療機関で受診される場合、立替え払いをいただき、後日、領収書を持参のうえ、請求いただき支払うという、いわゆる償還払いとしております。 妊婦が妊娠届出・検診費の助成申請書を市へ提出、市は母子健康手帳を交付するとともに、資格認定(所得確認)のうえ、決定通知書、医療機関への健診依頼文、非該当通知書等を交付いたします。妊婦は医療機関に受診し、健診費を立替え支払いをしていただきます。医療機関は健診料の領収書を発行、妊婦は領収書を市へ持参し、検診費の還付請求をする。としまして、市から妊婦健康診査費の支払い(振り込み)を行います。参考資料の2ページをお開きいただきたいと思います。(2)の6月30日までに、川西市で母子健康手帳を交付している妊婦の場合ですが、これは初年度のみ業務となるわけでございます。</p> <p>C 川西市内の医療機関で受診される場合、窓口負担のいらぬ現物給付としております。妊娠届出書で7月1日以降に、後期健診を受診する妊婦を抽出いたします。宛名書きのうえ6月中旬以降に案内チラシ等を郵送いたします。妊婦から健診費の助成申請書を市へ提出していただきます。市は資格認定(所得確認)のうえ、受診票または非該当通知書等を交付いたします。受診票・市への請求書等を医療機関に提出し受診いただきます。医療機関から市へ妊婦健康診査費・事務処置費の請求をいただきます。市から医療機関に妊婦健康診査費・事務処置費の支払い(振り込み)を行います。 D 市外・県外の医療機関で受診の方は立替え払いをいただき、後日、領収書をもって請求いただき支払う償還払いとしております。事務の流れは、～ は C で申し上げたのと同じ流れで以下1ページのBの～と同じ流れになっております。また状況によっては、直接受診し領収書を持って還付申請にこられ、その段階で資格認定(所得確認)し、健診費を支払う・振り込みといったケースも相当件数出てくることは想定されます。以上が、妊婦健康診査費の助成についての主な流れであります。これは県が市町に示している考え方に基いた流れでございます。 「兵庫県資料の2」をご覧ください。その3の実施方法についてのところですが、受診券の交付については原則として、母子健康手帳交付時に受診券を交付する。また、受診券の交付が必要ない場合においても母子健康手帳交付時に資格認定を実施するとしております。2ページに移りまして、の資格認定についてでも、資格認定は可能な限り妊娠届出、母子健康手帳交付時に実施することとしております。このような県の考え方によりまして、参考資料のような基本的な流れとなっております。元の資料の2ページにお戻りください。4他市町の資格認定(所得確認)方法の動向についてでございますが、多くの他市町にあっては、市民税非課税世帯や生活保護世帯等の低所得家庭の母子を対象に、これまで実施してきた妊婦健康診査費助成事業や、母子保健法に基づく乳児等に対する栄養の摂取に関する援助事業(調製粉乳)の支給等に対応するため、従来から保健所管(保健センター等)において電算オンラインシステムを整備し、税情報を参照してきていることから、今回の県制度にはプログラムの一部改造で対応できるとしている状況にあります。以上が、諮問第23号の妊婦健康診査費助成事業に伴う市県民税課税事務における個人情報提供にあたっての説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>どうもありがとうございました。ただいま妊婦健康診査費助成事業の実施に係わる内容をご説明いただいたわけですが、そのためには、総務部税務室の市民税課の個人情報、これは所得金額及び対象のある所得控除の内訳ということになるんですけれども、これを利用したいとい</p>
-----	---

<p>実施機関 (健康づくり室)</p>	<p>うことです。この件について、今、ご説明いただいたところについて、何か委員の皆さんのほうからご質問があるかと思いたすのが、いかがでしょうか。これは母子健康手帳というものが、妊娠届出、健診費の助成申請があった時に渡すということになっていて、母子健康手帳というのは所得など関係なく届けのある人に全部交付されるわけですね。その中で、健診費の助成申請というのは、最初からしない人もいるということですか。所得制限がわかってるから、すべての人が最初一回するんですか。</p>
<p>会 長</p>	<p>広報等でも、勿論お知らせしていますし、既に交付をされてる方につきましても、この制度をご理解いただくことを進めていきたいと思っております。それで、新しい方が大体、妊娠初期の3ヶ月、4ヶ月、大体8週から15週目あたりで届出をされますので、その時、母子手帳を交付させていただくわけですがけれども、交付時にこの制度の申請をしていただく資料等を入れておきまして、保健センターの方にお越しいただいた場合には、申請・交付の段階で申請書を一緒に手続き処理をしていただければ、同時に確認していけるといった形で進めていけると思っております。先に交付されてる方については、先ほど説明しましたような事務手順で進めまして、それから、一部行政センターでも交付しておりますので、その方につきましては、母子手帳交付時に申請書を挟んでおきまして、事務職員の方で説明を頂いたうえで申請書を保健センターへ提出いただくという風に考えております。</p>
<p>実施機関 (健康づくり室)</p>	<p>妊婦健康診査費というのは、全部医療機関に支払うお金になるわけですね。妊婦がそのお金を手に入れるということはないわけですか。</p> <p>妊娠すると、健康診査を皆さん受けられるわけですがけれども、大体、妊娠初期から妊娠22～3週、一般的には妊娠6ヶ月までは4週間に一回。それから、妊娠7ヶ月から9ヶ月については、2週間に1回、10ヶ月目に入りますと、毎週1回になります。これは保健診療でありませんのであくまで検査でございますので、自由診療という扱いの中で検査費が高くなります。前期のほうが高いんですけれども、1回につき5,000円から高いときは15,000円とか、検診項目により変わってくるんですけれども、それに対して後期22週以降について、県が新たに補助しましょうと15,000円を上限に補助しましょうという制度でございまして、各市がそれに7月から取り組んでいくという事になっております。</p>
<p>会 長</p>	<p>検査は、医療機関によって検査の費用というのは違うわけですね。一律ではないわけですね。</p>
<p>実施機関 (健康づくり室)</p>	<p>一応、各医療機関によって異なってくるんですけれども、今回、県は一定の検診項目を決めておるんです。県資料1の6の所で、1から6の検診項目と、その他医師が必要と認めた検査という項目を決めておられまして、これはほとんどの各産科等の医療機関がやってる検査なんですけれども、基本的にはこの健診に対しての補助という事です。</p>
<p>会 長</p>	<p>理屈をいえば、妊婦の人が所得制限を知ってたら、自分はその所得以下だと証明書を出してくれたら一番いいわけなんだけど、それは煩雑だから、市の方でその判定を行うという話なんです。だから、税務情報を使うということなんです。</p>
<p>実施機関 (健康づくり室)</p>	<p>税の方はかなり複雑ですから、おわかりになられる方が少ないと思います。所得制限にかかるかどうかなど、その辺を市が税情報をリンクして判断をするという事です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ある意味のサービスというか、添付書類してもらおうと思ったら、所得証明など手数料払って証明書を取らないといけないわけですし、市の窓口でそれを取らないで、こちらのほうでやってあげましょうという話だと思うんですけど、何かほかにご質問ございませんか。</p>

委 会 委 員 長	はい。 どうぞ。 最後におっしゃった4番の他市町の資格認定方法の動向についてという説明がありましたが、川西市はこういった事については実施されていないんですか。
実 施 機 関 (健康づくり室)	はい。保健センターにおきまして、現状は税情報を検索できるシステムにはなっておりません。たしかに、妊婦健診をやってはいるんですが、生活保護世帯や非課税世帯などの場合が多いので、今まで不自由がなかったんですが、今度からはかなり高い所得制限が設定されてますので、私どものほうで検索しないと市民の方に迷惑がかかるということになってこようかと思うんです。
会 長	よろしいでしょうか。今のご説明で審査会として、目的外利用することに相当な理由があるということ、かつ本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるかどうかの判断を充分出来るという事によろしいですか。税務室市民税課の課長さんもお越しいただいておりますが、何もご質問はないですか。よろしいですか…。それでは、健康づくり室と市民税課の職員の皆さんどうもありがとうございました。これで我々判断ができるということでございますのでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。
会 長	<p style="text-align: center;">実施機関（「市民税課」・「健康づくり室(保健センター)」）退室</p> <p>それでは、今、説明をお聴きいただいたように、川西市個人情報保護条例の10条の規定の適用ということで10条の第4号の審査会の意見を聞いたうえで、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該個人情報を利用し又は提供することに相当な理由がある、かつ本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めて利用し、または提供することということで、それに該当するかどうかという事と、本人について通知をしないという事の是非で、しないという今のご説明ですけれども、それが妥当かどうかということをお諮りしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、何かご意見ご指摘ございませんでしょうか。では、今提出された目的外利用については、目的外利用するには相当の理由があると、本人の権利利益を不当に侵害するおそれはないと、また本人に対する通知というものも、この件では必要ないという説明でしたが、これについて審議会のほうで、それは妥当であると言うことで結構ですという同意をするということでよろしいでしょうか。</p>
委 員 一 同 長	はい。結構です。 ありがとうございました。この件については、特にあまり問題はなさそうで、むしろ妊婦のみなさんの便宜を図るため、個人情報を目的外利用するという事で結構だと思いますので、審議会としては結構だと、妥当であると、そういう答申をさしていただくという事にしたいと思っております。どうもありがとうございました。そうしましたら、本日の案件はこれ一件ですけれども、事務局の方でなにか用意したようなものがございますか。
事 務 局 長	ございません。 ありませんか、それでは今日は一件でこの審議会を閉じさしていただきたいと思います。どうもありがとうございました。